独立行政法人航海訓練所理事長に任命する　飯田　敏夫
独立行政法人航海訓練所監事に任命する　濱田　英彦
独立行政法人航海訓練所監事（非常勤）に任命する　小川　英明
独立行政法人海技教育機構理事長に任命する　鋤柄　好利
独立行政法人海技教育機構監事に任命する　保田　忠男
独立行政法人海技教育機構監事（非常勤）に任命する　松瀬　孝太郎
独立行政法人航空大学校理事長に任命する　殿谷　正行
独立行政法人航空大学校監事に任命する　齊藤　敏己
独立行政法人航空大学校監事（非常勤）に任命する　犬童　正仁
独立行政法人住宅金融支援機構監事に任命する　石塚　雅範　林　藤樹（再任）（各通）
独立行政法人住宅金融支援機構監事に任命する　伯耆　逸夫（以上四月一日）
（九州地方整備局熊本河川国道事務所長）国土交通技官　喜安　和秀
大臣官房付に転任させる
辞職を承認する（四月十五日）
（九州地方整備局鹿児島河川国道事務所長）国土交通技官　高木　章次
九州地方整備局熊本河川国道事務所長に配置換する
（道路局企画課長補佐）同　淡中　泰雄
九州地方整備局鹿児島河川国道事務所長に転任させる（以上四月十六日）
（自動車交通局旅客課長）国土交通事務官　石﨑　仁志
大臣官房付に配置換する
（大臣官房付）同　**松**曳　義郎
自動車交通局貨物課長に配置換する（以上四月二十二日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６１０９号
大阪市住吉区帝塚山東５－３－７－107、住民票上の住所大阪市住吉区上住吉１丁目７番２－310号
債務者　松元　和代
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　紀代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４７６号
大阪市城東区古市３丁目８番11―207号
債務者　オーヒム設計こと　奥田　元弘
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８２号
大阪市東成区大今里１丁目28番16号　金方
債務者　山田浩嗣こと　李　浩根
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８７号
大阪市北区西天満４－２―12　ドムール天満403号、住民票上の住所大阪市北区鶴野町３番９―4003号
債務者　久嶋　剛
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１７号
大阪府茨木市新堂３－７－７、住民票上の住所大阪府高槻市玉川４丁目３番１号
債務者　深浦　義則
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　正輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４１号
大阪市西成区玉出西２丁目10番22―1011号
債務者　ホールセラーズこと　大越　博之
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７号
新潟市中央区親松83番地12、前住所千葉県船橋市海神１丁目12番11号　レオパレスＳＮＯＷ205号
債務者　松原　秀輔
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０号
兵庫県多可郡多可町加美区箸荷558番地
債務者　今中　哲也
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第９２１号
福岡市南区若久３丁目15番27―603号
債務者　吉田　修
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５０号
大阪府枚方市南中振２－４－１　ＨＯＵＳＥヴァールサワダ25号、住民票上の住所大阪府寝屋川市太秦中町９番15号
債務者　出宮　豊久
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　文男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３１５号
大阪市東住吉区桑津２丁目16番28号　スクヰアプレイス201号
債務者　田中かおる
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３８７号
兵庫県西宮市樋之池町14番７―203号
債務者　辻　寛
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部